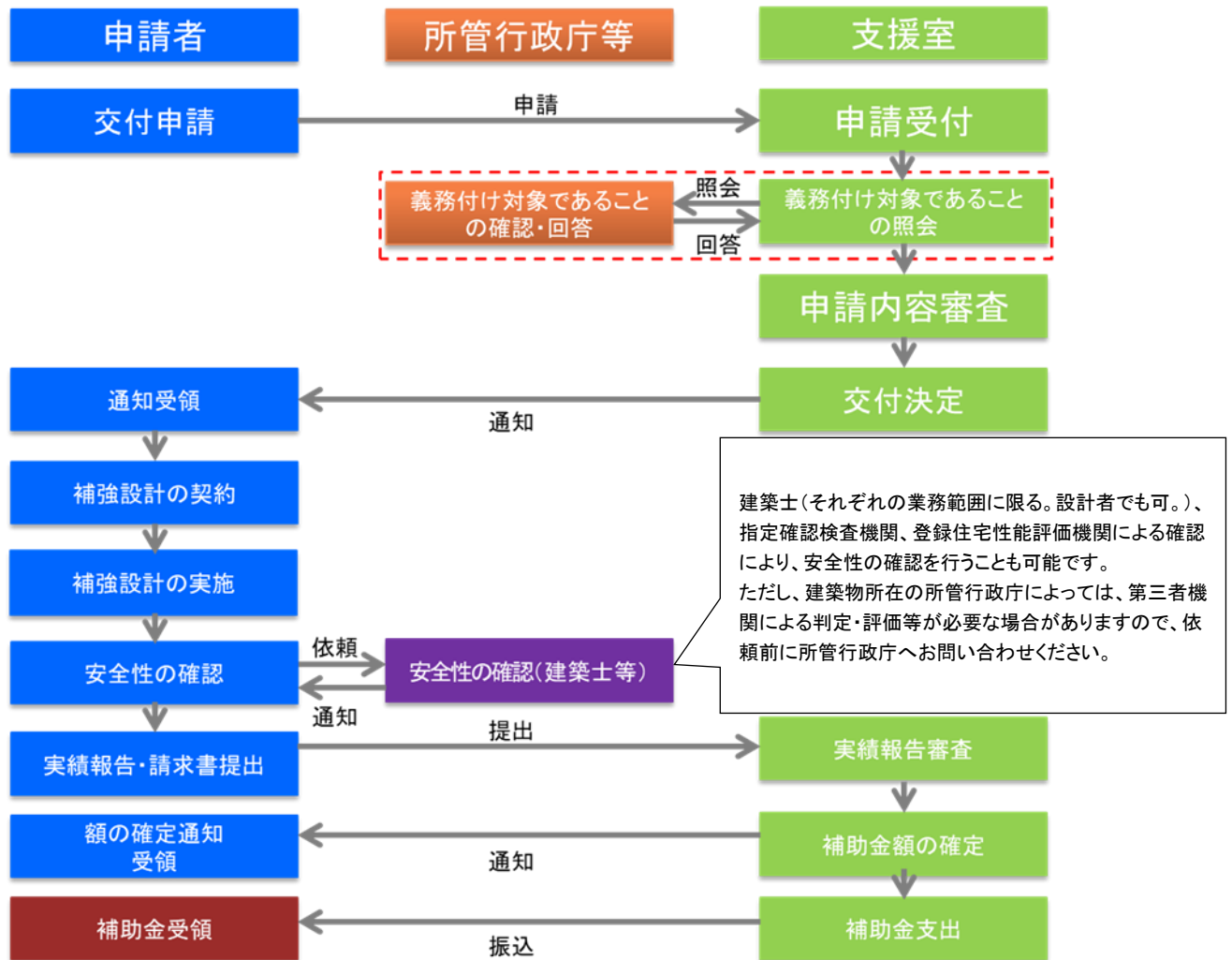


手続きの流れ

・補強設計



「安全性の確認」

- ・ 建築士（それぞれの業務範囲に限る。設計者でも可。）による安全性を確認したことを示す文書
- ・ 指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による安全性を確認したことを示す文書
- ・ 耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価等
- ・ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認済証
- ・ 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく計画認定書
- ・ 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定書